

つちはし事務所通信

11

November

2010



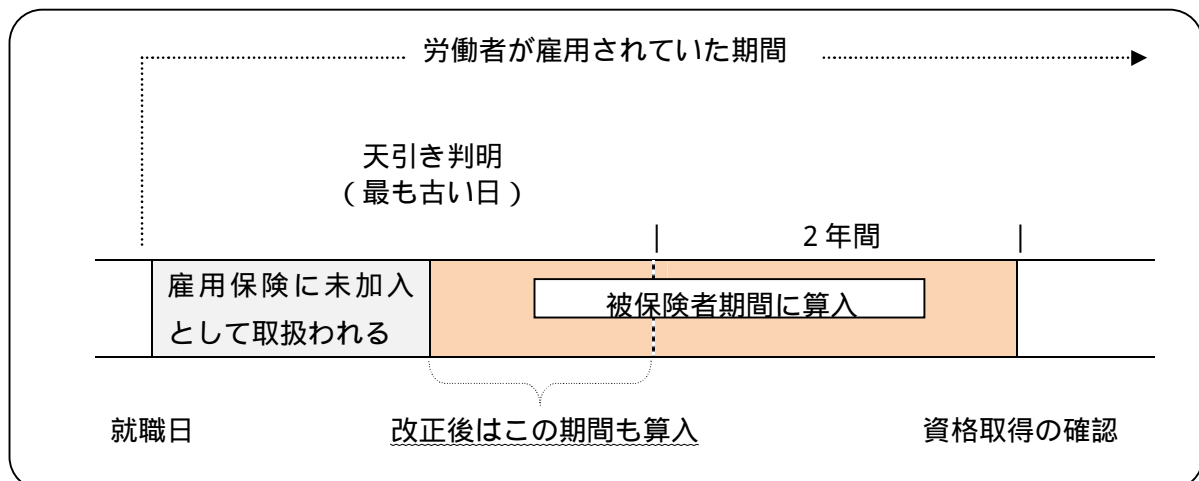
発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年11月1日

トピックス

雇用保険加入手続漏れの是正が2年以上可能となりました

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったために、雇用保険に未加入とされていた労働者についてはこれまで、被保険者であったことの確認があった日から2年前まで遡って雇用保険の適用が可能でした。平成22年10月1日以後は、そのように雇用保険に未加入とされていた労働者のうち、給与明細等の書類により雇用保険料を給与から天引きされていたことが判明した者については、2年を超えて、その天引きされていたことが判明した日のうち最も古い日まで遡って雇用保険の適用が可能とされました〔遡及適用期間の改善〕。

例 被保険者資格の取得の確認があった日の2年前より前に、雇用保険料が給与から天引きされていた日があるケース



1. 対象となる労働者（対象となる被保険者）

平成22年10月1日以降の離職者とします（平成22年10月1日以前に離職した者については対象外）
在職中でも、要件が揃えば天引きが判明した日のうち最も古い日まで遡って雇用保険が適用されます。

2. 対象となる労働者が行う手続

2年を超えた期間について、雇用保険料を給与から天引きされていたことを証明できる書類（給与明細、源泉徴収票など）をハローワークに持参して、手続を行うことになっています。

注：遡及適用期間の改善の対象となる労働者を雇用していた事業主について、事業所全体として雇用保険料を納付していないことが判明した場合には、雇用保険料の徴収期間の時効である2年経過後もその保険料の納付が可能とされ、政府は、事業主に対してその保険料の納付を勧奨することとされました。

この保険料のことを「特例納付保険料」といいます。特例納付保険料の額は、本来、事業主が納付すべきであった額の110%に相当する額とされています。

このように、雇用保険の加入手続の遅延があった場合、事業主は、本来納付すべきであった保険料よりも高額の特例納付保険料の納付を勧奨されることがあります。結局は損をすることになりますので、加入手続は適切に行うようにしましょう。

平成 23 年分の所得税の改正のうち、扶養控除等の主な変更点についてピックアップしてみました。こども手当の支給が始まり、高校の学費が無償化されたことなどにより、扶養控除の対象者が大幅に改正されています。平成 23 年 1 月からの給与計算の際の所得税の源泉徴収額に影響する箇所となりますのでご注意ください。ご不明な点があれば、つちはし事務所までお問い合わせください。

扶養控除等の改正

* 扶養親族の定義

扶養親族とは、その年の 12 月 31 日の現況で、次の 4 つの要件のすべてに当てはまる人です。

配偶者以外の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族をいいます）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市長村長から養護を委託された老人であること。納税者と生計を一にしていること。

年間の合計所得金額が 38 万円以下であること。

青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと。

平成 23 年分からの改正内容

子ども手当の支給が開始されたことにより、

一般の扶養親族のうち、年齢が 16 歳未満の人に対する扶養控除（38 万円）が廃止されました。

高校の学費無償化の開始により

特定扶養親族のうち、年齢が 16 歳以上 19 歳未満の人に対する扶養控除について、上乘せ部分（25 万円）が廃止され、扶養控除の額が 38 万円とされました。

上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合の障害者控除の額が 40 万円から 75 万円に引き上げられています。

【平成 23 年分からの扶養控除の内容】

区分	控除額	
一般の控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢 16 歳以上の人）	38 万円	
特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち年齢が 19 歳以上 23 歳未満の人）	63 万円	
老人扶養親族 （70 歳以上の人）	同居老親等以外の者	48 万円
	同居老親等	58 万円

あとがき つちはし事務所より

- 雇用保険は、今年の 4 月から改正され、短時間労働者でも週 20 時間以上で、1 ヶ月以上の雇用の見込みがあれば、加入しなければいけなくなっています。また、今年 10 月からは最大 2 年しかできなかった、さかのぼり加入が、保険料の天引きがされていることを条件に、2 年以上のさかのぼり適用が出来ることになりました。労働者には朗報ですが、逆に事業主は本来より高額な保険料を納付しなければいけない羽目になることもあるので、加入は適正をお願いいたします。
- 11 月に入ると年末調整の準備が始まります。今月お知らせした、控除対象扶養親族の変更は平成 23 年分の所得税の改正点ですので、今年の年末調整には関係しません。お間違えのないようお願いいたします。今年の年末調整では、認定長期優良住宅の新築等をして、平成 21 年 6 月 4 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合の、住宅借入金等特別控除の特例が創設されています。